

霧島市行政改革大綱

平成18年11月

霧島市

大綱の策定にあたって	1
行政改革の基本方針	2
1 市の担うべき役割の重点化	2
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構.....	2
3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立	2
計画期間	2
取組項目	3
具体的方策	4
1 市の担うべき役割の重点化	4
(1)事務事業の再編・整理、廃止・統合.....	4
(2)民間委託等の推進.....	4
(3)公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化	5
(4)地域協働の推進	5
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構.....	6
(1)効果的で効率的な組織・機構の構築.....	6
(2)定員管理及び給与の適正化等	6
3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立	9
(1)歳入確保への積極的な取組み.....	9
(2)歳出削減への積極的な取組み.....	10
(3)財政運営の適正化に関する積極的な取組み	10
推進体制及び進行管理	11
1 推進体制.....	11
2 進行管理.....	11
3 集中改革プランの策定	11
用語一覧	12

大綱の策定にあたって

本市は、平成 17 年 11 月 7 日、国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の 1 市 6 町が合併し、人口約 13 万人、面積約 603km²の県内第 2 位の都市として誕生しました。

これまで、旧市町ではそれぞれの行政改革大綱に基づき積極的な行財政改革に取り組み、行財政運営の健全化に努めてきました。

しかし、基礎的自治体である市町村には、近年の高度化・多様化する行政へのニーズや、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化や、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で行われた三位一体の改革¹に伴う地方交付税の大幅な縮減など、これまで以上に効果的で効率的な行政経営への取り組みが求められています。

さらに、地方分権が進む中で、合併により規模が拡大した本市は県内における地域中核都市²として位置付けられ、県土の均衡ある発展を図るための核としての役割を期待されており、それに伴う役割及び権限の増大に対応するための能力をますます高めていく必要があります。

一方、これまで行政が担ってきたサービスについては総点検を行い、行政の担うべき役割を重点化するとともに、市民やNPO³を含む市民団体や企業等を新たな担い手として位置づけ、協働で公共サービスを提供していく仕組みを整える必要があります。

このような中で策定する本大綱は、これらの行政課題を解決し、地域中核都市・霧島市のあるべき姿を創造するための指針として策定するものであり、今後はこの大綱に基づき積極的に改革を進めることとします。

行政改革の基本方針

1 市の担うべき役割の重点化

地方分権の進展に伴う地方公共団体の自主性・自立性の拡大や厳しい行財政状況に的確に対応し、霧島市の更なる発展を推進するためには、最小の経費で最大の効果をあげられるよう「選択と集中」により、効果的で効率的な行政経営を行う必要があります。また、行政経営の様々な過程における市民や企業とのより一層の連携や協働も求められています。

そのため、行政が担うべき業務、市民やNPOを含む市民団体や企業等が担うべき業務など全般にわたる見直しを行い、それぞれの役割分担を明確にしながら、多様な主体⁴による公共サービスの提供等、協働によるまちづくりを推進し、行政の担うべき役割の重点化を図ります。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

地方分権の進展、少子高齢化の進行や、多種多様化する行政ニーズに対応するためには、限られた財源・人材を有効に活用して、霧島市の政策課題に迅速に対応できる組織・機構を構築する必要があります。

そのため、意思決定過程を簡素化した組織、政策・施策に柔軟に対応できる組織の構築を目指し、不断に見直しを行います。

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

人口約13万人を擁する地域中核都市としての役割を果たすためには、適正で効率的な行財政経営を行う必要があります。

そのため、受益と負担の適正化をはじめとする歳入構造の見直し、経費の節減と財源の重点配分等による歳出構造の見直しなど、歳入歳出両面にわたる徹底した改革を行い、健全財政を確立します。

計画期間

本大綱の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの概ね5年間とします。

取組項目

1 市の担うべき役割の重点化

(1)事務事業の再編・整理、廃止・統合

(2)民間委託等の推進

(3)公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化

(4)地域協働の推進

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

(1)効果的で効率的な組織・機構の構築

(2)定員管理及び給与の適正化等

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

(1)歳入確保への積極的な取組み

(2)歳出削減への積極的な取組み

(3)財政運営の適正化に関する積極的な取組み

具体的方策

1 市の担うべき役割の重点化

(1)事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた財源と人材を重点的に配分するため、行政評価⁵を活用して事務事業の目的妥当性・有効性・効率性・公平性や、施策を達成する上での優先度、重要度、貢献度を見極め「選択と集中」を行うとともに、本庁・総合支所の事務分担等を含め、全ての事務事業の再編・整理、廃止・統合を行い、行政が担うべき役割の重点化を図ります。なお、行政サービスの向上につながる事務改善についても市民の立場に立って改革改善を進めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・行政評価による事務事業の見直し
- ・本庁と総合支所における事務事業のあり方・業務分担等の見直し
- ・業務マニュアルの作成
- ・窓口業務等の充実
- ・庁内分権の推進
- ・職員提案制度の導入 等

(2)民間委託等の推進

事務事業全般にわたる見直しを行い、民間のノウハウ、活力を有効に活用することにより公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減が図られると判断される事業については、市民やNPOを含む市民団体や企業等を公共サービスの新たな担い手として位置付け、積極的に民間委託等を推進します。併せて、事業の廃止、民営化、民間譲渡等についても検討を進めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・指定管理者制度⁶の推進
- ・アウトソーシング⁷の推進
- ・PFI手法⁸活用の検討
- ・市場化テスト⁹導入の検討
- ・民営化等の検討 等

(3)公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化

公営企業¹⁰については、独立採算の原則を堅持しつつ、民間的視点に立った経営の合理化・効率化の推進による支出の抑制と積極的な収入の確保により、将来にわたる経営基盤の安定化に努めます。また、民間委託等によりサービスの向上や経費の節減等が図られる業務については、積極的に民間活力の導入を検討します。

公社等については、社会経済情勢の変化等をふまえ、経営の健全化に取り組むとともに、そのあり方を含め業務内容や運営形態等の見直しを行います。さらに、所期の目的が達成されたと判断されるものについては、廃止についても検討します。

【目標達成のための主な方策】

- ・公営企業の経営基盤の強化
- ・土地開発公社経営健全化計画の策定及び推進
- ・第三セクターの財政健全化 等

(4)地域協働の推進

これまでの行政主体のまちづくりを見直し、市民と行政とが対等の立場に立って協働でまちづくりを行うためには、市民が自主性・主体性を持ってまちづくりに取り組むことができる環境を整備する必要があります。そこで、広報誌、ホームページ等を活用して行政情報の積極的な提供に努めるとともに、パブリックコメント制度¹¹の活用や各種審議会等における公募委員枠の拡大など、さまざまな過程における市民の参画機会の提供に努めます。

また、NPO等市民団体が行うまちづくりについては積極的に支援を行います。

【目標達成のための主な方策】

- ・市民活動促進に関する条例の制定
- ・広聴業務の充実
- ・パブリックコメント制度の活用
- ・各種審議会等における公募委員枠の拡大
- ・NPO等市民団体の積極的な活動支援 等

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

(1)効果的で効率的な組織・機構の構築

高度化・多様化する行政ニーズ、地方分権の進展、地域中核都市としての権限の拡大に的確に対応するとともに、限られた人材・財源を有効に活用するため、不断に組織の見直しを行います。見直しを行う際は、従来型の組織では対応が難しい政策課題に対応できる組織を構築するため、市の基本的な方針等の策定に関わる政策を担当する部署を各部に設けます。また、グループ制¹²の導入や部課等の統廃合、事務事業のあり方・手段の見直しを行うことにより、組織をスリム化し、効率的に行政サービスが提供できる組織を構築します。

これらを進める上では、本庁と総合支所との役割・業務分担を明確にしながら、最も効果的で効率的な組織を構築する必要があります。そこで、組織・機構改革計画を策定し、本庁への政策関連部門の集約や、総合支所の住民関連部門への特化などについて早急に検討を進めます。また、政策関連部門の集約や県からの権限移譲により、ますます本庁業務の増加が見込まれることから、執務スペースに余裕のある総合支所に本庁の一部機能を分ける分庁方式についても併せて検討します。

【目標達成のための主な方策】

- ・総合計画の施策体系に対応した組織の構築
- ・グループ制の導入、部課等の統廃合による組織のスリム化
- ・あらゆる組織形態の検証
- ・政策を担当する部署の設置
- ・組織・機構改革計画の策定及び推進 等

(2)定員管理及び給与の適正化等

定員管理の適正化

一般財源に大きな割合を占める人件費¹³総額の縮減と、定員モデル¹⁴等から大きく超過した職員数の適正化を図るため、定員適正化計画を策定し、この計画に基づいて職員採用を行います。これにより、平成18年4月1日を起点として平成23年4月1日までの5年間で、職員の10%(140人)以上を純減します。ただし、職員採用にあたっては、団塊世代の大量退職後の組織の年齢構成が平準化されるよう、計画的に行います。

これらの職員の純減に対応するため、効果的で効率的な組織を構築するとともに、

事務事業の見直しや民間委託等を積極的に推進します。

併せて、臨時職員についても、業務の見直しを行うことにより、真に必要とされる部署のみへの適正な配置を行います。

なお、消防職員については、消防力の整備水準¹⁵を考慮し、現在の定数を維持することを基本とします。

	平成 18 年 4 月 1 日【実員】 (2006 年度)	平成 23 年 4 月 1 日【目標】 (2011 年度)
総 職 員 数	1,408 人	1,268 人以下
削 減 数	-	140 人以上
削 減 比	-	10%以上

平成 18 年度総職員数は、平成 18 年地方公共団体定員管理調査の数値による。

【目標達成のための主な方策】

- ・定員適正化計画に基づいた職員の採用
 - ・組織・機構の見直し
 - ・行政評価による事務事業の見直し
 - ・適正な職員配置
 - ・グループ制の導入
 - ・臨時職員の適正配置
 - ・民間委託等の推進
- 等

給与等及び福利厚生事業の適正化

職員の給料、諸手当等については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度に準じた給与制度の適正な運用に努め、必要に応じて見直しを行うとともに、県や他市の動向を見極めつつ、市民の理解が得られるよう適正化に努めます。また、給与に職員の能力や成果を反映する人事評価制度¹⁶の導入についても早急に検討します。

福利厚生事業については、職員の健康管理に係る事業を市民の理解が得られる適正な範囲で行います。

これらについては、「霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年、市民に分かりやすい形で公表します。

【目標達成のための主な方策】

- ・国家公務員の給与制度に準じた適正な運用
- ・人事評価制度の導入
- ・福利厚生事業の点検・見直し
- ・給与等の状況の公表 等

人材育成の推進

これからの行政には、複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる職務遂行能力の高い人材の育成が求められています。そこで、新たな人材育成計画を策定し、地元の大学等と連携した研修の実施など各種研修の充実により、職員一人ひとりの政策形成能力・職務遂行能力を高め、自覚と責任をもって業務に取り組む人材の育成に努めます。

また、職員の能力や勤務実績等を公正かつ客観的に評価できる新たな人事評価制度の導入を検討します。

【目標達成のための主な方策】

- ・新たな人材育成計画の策定
- ・職員の能力を高めるための研修の充実 等

公正の確保と透明性の向上

公正で透明性のある行政経営を行うとともに、市民への説明責任を果たすため、広報誌やホームページ等を活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に提供するほか、情報公開制度の適正な運用を行います。

また、情報の提供にあたっては、行政の信頼性の確保を図るため、霧島市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・広報誌・ホームページを活用した積極的な情報の提供
- ・霧島市情報公開条例に基づいた情報公開の徹底
- ・霧島市個人情報保護条例に基づいた個人情報保護の徹底
- ・パブリックコメント制度の活用 等

電子自治体の推進

市民の利便性の向上や事務事業の効率化を推進するため、インターネット等を活用した各種申請・届出手続きシステムの充実や電子入札¹⁷の導入など、行政手続のオンライン化を推進します。

また、情報の漏洩防止に努めながら、ホームページ等を活用した行政情報の積極的な提供に努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・インターネット等を活用した各種申請・届出手続きシステムの充実
 - ・電子入札の導入
 - ・ホームページを活用した情報提供
- 等

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

(1) 歳入確保への積極的な取り組み

将来にわたって安定した行政サービスを提供するためには、自主財源¹⁸を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と、受益者負担の適正化を図る必要があります。

そのため、市税、保育料、住宅使用料等の収納対策に積極的に取り組むとともに、市民の利便性と収納率の向上を図るため納付しやすい環境の整備に努めます。

また、使用料・手数料等の見直しを検討するとともに、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこととします。

【目標達成のための主な方策】

- ・自主財源の確保(市税・保育料・住宅使用料等の収納率の向上)
 - ・収納窓口の拡大(コンビニ収納、休日収納)
 - ・使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化
 - ・新たな財源の確保
 - ・未利用財産の処分、有効活用
- 等

(2)歳出削減への積極的な取組み

これからの財政運営にあたっては、歳入の大幅な増加が見込めない現状に適切に対応し、歳入に見合った歳出を行うよう歳出構造の質的転換を図る必要があります。

そのため、行政評価を活用して事務事業全般にわたる見直しを行い、緊急性や必要性、優先度、貢献度等が高いと認められる事務事業に、限られた財源を重点的に配分するなど、「選択と集中」により効率的で効果的な予算配分を行います。

特に、補助金等については、その費用対効果等を十分に精査し、真に必要性のあるものについては、積極的な支援を行う一方、所期の目的が達成されたものについては廃止するなど、不断に見直しを行っていきます。

また、職員一人ひとりが危機意識を持って、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意工夫しながら事務事業を執行することにより、徹底した経費節減を行います。

【目標達成のための主な方策】

- ・経費全般にわたる節減・合理化と予算の適正な執行
- ・市単独補助金等の見直し 等

(3)財政運営の適正化に関する積極的な取組み

財政運営の適正化を図るため、資産・債務の管理に必要な新たな公会計制度¹⁹を整備し、市民に財政状況を分かりやすい形で公表することにより、より一層の理解と信頼が得られるように努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・霧島市経営健全化計画に沿った経営の健全化
- ・バランスシート²⁰、行政コスト計算書²¹等の作成
- ・資産・債務改革の計画策定
- ・政策体系に基づいた枠予算配分 等

推進体制及び進行管理

1 推進体制

行政改革を実効性のあるものとするため、市長の強力なリーダーシップのもと、職員一人ひとりが改革の必要性和改革におけるそれぞれの役割を十分に認識し、市民志向、成果志向、市場原理等の意識を常に持つとともに、責任をもって改革に取り組むこととします。

具体的には、助役を本部長とする霧島市行政改革推進本部において、現状と課題を的確に把握しながら積極的に改革に取り組んでいきます。

2 進行管理

本大綱は、市民の視点と意見を取り入れた Plan(計画) - Do(実施) - Check(検証) - Action(改善)のマネジメントサイクルに基づき不断にその内容を見直しながら、学識経験者や市民で構成される霧島市行政改革推進委員会等に定期的に進捗状況を報告し、その意見を尊重して進行管理を行うこととします。

3 集中改革プランの策定

本大綱を実現するための具体的な取組みについては、大綱を基に策定する「霧島市集中改革プラン」により、積極的に推進していきます。

また、改革の結果については広報誌やホームページ等を活用することにより広く市民に公表することとします。

用語一覧

- 1 三位一体の改革 国と地方の税財政の仕組みを変える改革のことで、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しという三つの柱を同時に進める改革
- 2 地域中核都市 市町村合併により、新たに誕生した人口10万人以上の都市を、県土の均衡ある発展を図る観点から、「各地域の中核となる都市」として鹿児島県が位置付けたもの。霧島市のほかに、鹿屋市、薩摩川内市が地域中核都市に位置付けられている
- 3 NPO Non Profit Organization の略で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織のこと
- 4 多様な主体 住民や住民が参加する団体などのこと
- 5 行政評価 行政が行う施策や事業を市民にとって効果があるか、予定したとおりの成果があがっているか等の視点から客観的に評価・検証を行うもので、より効果的・効率的で市民にわかりやすい市政の経営をめざすもの
- 6 指定管理者制度 市が設置している公の施設の使用許可を含む管理を民間事業者(民間企業、NPO団体やボランティア団体などを含む)に行わせる制度
- 7 アウトソーシング 業務の効率化やスリム化を図るため、業務を外部委託すること
- 8 PFI手法 行政が行ってきた社会資本の基盤整備を、財政支出の負担軽減と良質な公共サービスの提供を図る観点から、民間資金・ノウハウを活用して行うもの。施設の設計、建築、維持管理及び運営までを民間企業が行う方式
- 9 市場化テスト 行政が行ってきた公共サービスを、行政と民間事業者とが対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担っていく制度
- 10 公営企業 上水道事業、工業用水道事業、簡易水道事業、病院事業等の地方公共団体が行う企業
- 11 パブリックコメント制度 重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮した上で意思決定を行う一連の手続き。一般的には、インターネットなどで原案を公表し、一定の意見募集期間を設定し意見を募集する。提出された意見は、市の考え方を添えて公表する
- 12 グループ制 課の事務を最も効率的に行える職務ごとに分け、それを担当する職員とグループリーダーをもって編成するグループ(横型の集団)で執行する仕組み
- 13 人件費 職員給、議員報酬、各種委員報酬、退職金等
- 14 定員モデル 定員管理の適正化を進める際の基準となる定員の算定方法の一つ。各地方公共団体の職員数に関係がある行政需要に関連する指標(人口、世帯、面積など)をもとにその団体の定員管理の基準となる職員数(試算値)を算定するもの。概ね3年ごとに見直し、改定が行われる
- 15 消防力の整備水準 消防庁の定めた整備指針にうたわれているもの。市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務等その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めた水準
- 16 人事評価制度 一定のルールと基準をもって仕事上の行動や結果を評価する仕組み
- 17 電子入札 国や地方自治体が発注する工事などの入札手続きをインターネット上で行うシステム
- 18 自主財源 市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等自主的に収入ができる財源で、行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度になるもの
- 19 公会計制度 現行の官庁会計に加えて、複式簿記・発生主義会計の考え方を加味した会計制度
- 20 バランスシート 民間企業でいう「貸借対照表」のこと。一定時点における企業の資産・資本・負債の有り高を記載し、財政状態を明らかにするために作成される計算書
- 21 行政コスト計算書 民間企業でいう「損益計算書」に当たるもの。一会計期間における企業の経営成績を明らかにするために作成される計算書で、当該期間に属するすべての収益とこれに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を表示する